

近世末期駿州焼津の鰹漁業組織について

大崎, 晃

(出版者 / Publisher)

法政大学教養部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政大学教養部紀要. 社会科学編 / 法政大学教養部紀要. 社会科学編

(巻 / Volume)

51

(開始ページ / Start Page)

23

(終了ページ / End Page)

48

(発行年 / Year)

1984-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00005328>

近世末期駿州焼津の鰹漁業組織について

大崎 晃

目次

- 一 序
- 二 村譜運上制と船中
- 三 鰹船乗組々織と船中
- 四 同族組織と船中

一 序

23

静岡県の焼津市は、現在わが国における水揚金額最大の水産業基地として注目されている。この地の水産業資本の形成過程については、地元業界史誌を除けばこれを経済史上最初に手がけたのは岡本清造⁽¹⁾であった。岡本は幕藩体制期の鰹漁業は「鰹漁労働手段を世襲的に保有せる一船主の下に統合せられた、彼（船主＝筆者注）と同族関係にある多数の漁民家族より成れる協同体」の営むものであったが、漁船の動力化・大型化が推行された近代には

「共同出資の一方(船主と一団の乗込漁夫との共同出資)の下に調達せる漁業用手段(漁船¹筆者注)に一団の漁夫が協同体(尚お同族の紐帯によって結ばれている)として世襲的に乗組み、漁撈の結果(漁獲物売上金)を船主漁夫間に分益する組織」が営む形態になったと要約している。さらに、このようにして「新たに成立せる漁業経営形態は、旧経営組織を媒介としてそれにより転形せるものであり、且つ後者の諸規定を強く受けている²」と結んでいる。しかし岡本は、この研究を通じての問題点として「第一に歴史的所与として受け取った旧経営形態に於ける同族協同体(船中と呼ばれる³筆者注)の組織が、一方に於て新漁業経営形態にも依然として存続していること」と「第二に近代的資本制生産方法の封建的な旧来の生産方法からの推転に関して、一般的定式の説明する所の産業組織発展の典型的な過程—工業経済部門に於ける経営組織推転の過程、特に問屋資本制から近代的な工場工業の資本制企業制への推転の過程—とは異った過程の一例を呈示する」ことをあげた上で「現代経済を一般的に特徴づける所の資本制企業形態とは本質的に異なる一種特異な」形態であるとの問題提起をしたのであった。もっとも岡本は、この研究を「斯の特異性を如何に理論的に説明すべきか」「斯かる核心的な問題を十分に説明することは、漁業経済に関する全般的な研究を地盤としてのみ、而して全国民経済との関係に於て研究してのみ可能であつて、個別研究を目的とする本稿の如きに於ては、唯問題として提起され得るに止まり、到底よく取扱い得べき所ではない⁴」として、今後の「全般的研究の為」の一段階とことわつてもいる。

しかし岡本が稿を脱してから半世紀を経た今日、この問題に関する研究状況はかなり変わったものとなっている。岡本が指摘した「一種特異な」例とした資本主義と共同体の共存についてであるが、両者は本来それぞれ異なった基盤に存立の基礎をおく異質のウクライドである。それにもかかわらずこの対立的な両ウクライドが連節するとすれば、それを媒介させる経済的契機はどこに求められるだろうか。それは商品生産における労働過程であり、そしてこの資本主義と共同体の、いかえれば資本と労働の相互規定関係のあり方が、その後の発展の構造的特徴を示すことになるのである。筆者はかねてよりこうした問題に関心をいだいてきたが、今回はこの問題の前提条件である近世焼津の鯉漁業組織について、若干のとりまとめを試みた。

注

- (1) 岡本清造「焼津鱈漁業経営形態の推移(一)」「(二三)」水産界 六〇六、六二〇号 昭和八、九年 頁数略。
 (2) 前掲書(1) 六〇六号 二〇頁。
 (3) 前掲書(1) 六〇六号 二二頁。
 (4) 前掲書(1) 六〇六号 二二、二三頁。

二 村請運上制と船中

近世焼津の漁村史料でもっとも古いのは、安永二年の「魚獺運上御請文」であるが、これより後の文化四年の「内濟請文」からみてみよう。

内濟証文之事⁽¹⁾

駿州益津郡城之腰村訴訟候ハ同村并ニ鰯ヶ島村北新田右三ヶ村漁船之儀前々ヨリ城之腰村々中宇御菜場江水揚仕来候己ニ安永七戌年三ヶ村申合セ是迄之通村中江番所相立商人仲買立会売買可致旨取極証文有之候処連々猥ニ罷成我尽ニ水揚致候ニ付前々通一同御菜場江水揚仕候様被仰付度旨申立候

一 鰯ヶ島村北新田答上候ハ城之腰御菜場江水揚候ハ前々私頭之節見取運上相納候節ハ仕来ト而銘々村請運上相納候様相成候而ハ勝手次第之処江水揚仕来安永七戌年取極仕候得共漁方不弁理之儀ニ付其筋ヨリ不取用己ニ三拾年来銘々勝手宜敷場所江水揚仕来訴訟方ニ而茂夫成ニ済来候処当時ニ至リ一手ニ水揚候様相成候而ハ難儀之旨申立候

右之通相方申立御吟味中ニ御座候処郷宿扱人共立入右三ヶ村之儀ハ一村同様ニ而是迄諸事申合睦間敷致合候

処右様出入立御裁許請奉候而ハ往々困窮之基ニ付已来之通左ニ熟談可致候

一 漁方水揚之儀城之腰村北新田村鰯ケ島村右三ヶ村江一ヶ所宛揚場相定掟杭建置候
右三ヶ所揚場之内勝手ニ水揚可致事

但風雨高波等ニ而附所不自由之節ハ格別右ニ事寄猥ニ水揚致間敷候事

一 他所ヨリ来候釣込船之儀ハ城之腰村地内字御菜場江水揚為致高七ツ割城之腰村ハ五ツ鰯ケ島村江一ツ北新田
村江一ツ都合七ツ割可致新屋村立会候節ハ八ツ割内江一ツ割合置取可申様尤モ前々ハ極拾歩一之儀ハ城之腰村
江取立毎年暮ニ至リ一ヶ年取立高三ヶ村漁船ニ割合配分可致事

一 御運上漁船之外猥ニ戲漁船等ハ差出候儀堅致間敷候事

一 沖合江游出魚買請亦ハ籠取之儀已来一切致間敷候漁船釣込魚之儀ハ不残水揚致最寄之者江島嶺ケ間敷内壳隠
買等致間敷事

前書之趣双方熟談内濟仕候上ハ己来猟方商人共魚売之儀ハ依情最負無之様取計無甲乙壳捌可申万一内濟ケ間敷
趣箇条之表相当候者ハ猟行者漁魚取上商人ハ水揚場江立入候儀ハ差止可申取極候上ハ右一件ニ付重而再論不仕御
願ケ間敷儀毛頭申上間敷候依之奉願候ハ、何卒御吟味被下為訴共ニ御下被成下候様御慈悲之御意双方并扱人一同
以連印奉願上候以上

文化四年四月

城之腰村鰯ケ島村北新田村

名 主

百姓総代

猟師総代

小野田三郎左衛門様

御役所

前書之通御役所江願濟候間証人連印致為後日証取為替証文相渡置申候以上

文化四年卯四月

駿府中之店中買惣代

村役人中

商人惣代中

焼津浜方地区三ヶ村（城之腰・鯛ヶ島・北新田、以後単に三ヶ村と記す）の漁民は、安永七年までは魚商人の多い城之腰村に設けられた「御菜場」と呼ばれる指定市場への水揚を義務づけられていた。駿府代官所は現地に番所を設け、魚商人を通じてこの水揚高の「拾歩一」すなわち一割を徴収する見取り運上制をとっていた。その後安永七年、代官所は不正確でわずらわしい見取運上制を毎年一定額を徴収する村請運上（定免運上）制に改めた。もともとこの背後には、課税される御菜場への水揚をきらった漁民の間に駿府あたりの魚商人相手に沖売りあるいは籠売りと呼ばれる洋上売買が横行していたので、これへの対策もあったかと思われる。つぎに村請運上制の内容に立ち入ってみよう。

魚獵運上御請証文之事⁽²⁾

一金貳拾七両（者）

老ヶ年季三ヶ村

但船数

（空 白）

老艘ニ付

（空 白）

右ハ三ヶ村魚獵運上書面之金高ニ而当老ヶ年御請被仰付候ニ付私共江右之趣被仰渡承知仕候上納之義ハ五月晦日六月晦日七月十五日三度ニ半金残半金之義ハ八月晦日九月晦日十月晦日十一月晦日割ニ而上納可仕被仰渡承知仕候其節日限無相違上納可仕候万一右船数之内ニ而上納金滞之筋モ有之候共惣船ニ而御請申候上ハ其分惣船ニ

而急度弁納仕候御役人中江少茂御苦勞掛申間敷候為御請証文仍而如件

安永七年戊四月

城腰村獵師

与三郎 新三郎 太左衛門 源七
六郎兵衛 平兵衛 源兵衛 善右衛門

藤四郎

北新田村獵師

九郎右衛門 新六 嘉右衛門 小左衛門
久五郎 半四郎 次郎兵衛 嘉七
市郎兵衛 権兵衛

鰯ヶ島村獵師

仁左衛門 与右衛門 庄助 次兵衛

城腰村北新田村鰯ヶ島村

御役人中様

運上の対象は五月から十一月までとあるので、この地においてもとても重要な漁種であった鰯漁である。一カ年の運上額は三カ村合計で二七両で、この金額は「万一右船数之内ニ而上納金滞之筋モ」「惣船ニ而御請申候上ハ其分惣数ニ而急度弁納仕候」と村中の連滞責任の下に納めることが義務づけられていた。近世の農村では年貢は担税者たる本百姓間で負担した。三カ村の課税対象は漁船であるが、担税者は漁船個々の権利者である同族共同体（船中）である。漁船一隻当たりの金額は、この史料からはわからぬが、後示する史料によって一隻当たり一両であったと思われる。つぎに村請運上を负担することになった漁民側は、稼行上の不便回避を理由として自分達に公許運上船の証明である鑑札の下付を願ひ出た。

乍恐以書付奉願候⁽³⁾

一 私共三ヶ村之義全体皆畑村ニ而右畑面ト申茂銘々居屋敷之己ニ而可耕畑無之漁獵ニ限渡世之在所ニ付運上役永上納仕往古ヨリ漁獵稼来候処前々ヨリ漁船都合式拾七艘持伝来候然処右獵師共稼トシ而罷在候節於沖合早潮風違等之節伊豆遠江浦其外江茂漂着仕候義有之候処於其浦所無運上船ニ御座候而者差当夫食香水等之手当差支有之迷惑仕候何運上有無被尋候節無証拠ニ而難義仕別而右稼之者共ハ無筆無算之者多申立方等茂不調法旁々不行届義御座候間何卒以御情憐右船數式拾七艘之者共江運上船証拠ニ相成候御板札杓枚宛被下置候様恐乍三ヶ村共一同拳而御慈悲奉願上候以上

文政七申七月五日

駿州益津郡

城腰村

名主 敬助

組頭 佐次右衛門

百姓代 十右衛門

北新田

名主 九郎右衛門

組頭 勘右衛門

百姓代 佐左衛門

鰯ヶ島村

組頭 平十

百姓代 伝左衛門

同 文右衛門

羽倉外記様

御役所

この願は代官所より「先達而願候魚獵鑑札相渡可遣間」「船主共名前書可差出」との解答があつた後、二十七隻分が「書面之通被成御渡」と聞入れられたのであつた。

⁽⁴⁾先達而願候魚獵鑑札相渡可遣間一村限船主共名前書可差出其節白木札長五寸横三寸五分程ニ相仕立紐穴付都合式拾七枚持參可致候其節書付可相返候以上

申七月二十九日

紺屋町

御役所

城腰村

北新田村

鰯ヶ島村

右村々

名主
組頭
百姓代

右之通御書付被下候間則以檜板長五寸幅三寸五分厚五分ニ仕立差上並名前書左之通

覚

駿州益津郡

紺屋町

右者私共三ヶ村漁獵稼之者貳拾七人名前書面之通相違無御座候以上
申八月二日

北新田獵師

小左衛門

久五郎

半六

次郎兵衛

喜左衛門

佐左衛門

喜平

九郎右衛門

甚八

ノ九人

城腰村獵師

新三郎

源兵衛

長九郎

佐次兵衛

忠七

津左衛門

伊之右衛門

伝吉

藤兵衛

ノ九人

鰯ヶ島獵師

市左衛門

吉平

平左衛門

仁平

吉三

治平

半左衛門

平兵衛

伝左衛門

ノ九人

城腰村

名主敬助

北新田

名主九郎右衛門

鰯ヶ島村

組頭平十

御役所

御請書

一 魚獵船御鑑札式拾七枚

但 三ヶ村九枚宛三組

右者私共村々之義運上永相納年季請魚獵相稼來候処早潮或ハ風模様ニ寄乘戻難豆州遠州辺江漂着致候義時々有之何江漂着可致茂難計候漁船之無紛証扱之為船壹艘ニ板壹枚宛御渡方之義先達奉願上候処御取締之為ニ茂御座候間御役所御焼印之板札御渡被成下候段今般御届相濟書面之通被成御渡銘々難有奉請取候右ニ就而ハ別而船主獵師共江茂取締方嚴敷申聞我雜ヶ間敷義等決而無之様清々可申渡旨被仰渡是又奉恐候此上御支配替之節ハ早速返上可仕候仍而御請奉申上候以上

文政七年申八月五日

駿州益津郡

城腰村

名 主 敬 助

北新田

名 主 九郎右衛門

鱒ヶ島村

組 頭 平 十

紺屋町

御役所

右之通被仰渡相濟申候ニ付獵師総代鱒ヶ島市左衛門城腰村源兵衛北新田村久五郎右三人之者罷連村役人一同為

御礼御役所江罷出候

申八月六日

第一表 近世末期の鯉船主名

之 腰 村				鰯 ケ 島 村											
与 三 郎	源 七	藤 四 郎	新 三 郎	源 兵 衛		与 右 衛 門	庄 助	仁 左 衛 門	次 兵 衛	安 永 七 年 ^{a)}					
伝 吉	津 左 衛 門	忠 七	藤 兵 衛	新 三 郎	源 兵 衛	平 左 衛 門	市 左 衛 門	平 兵 衛	半 左 衛 門	吉 平	吉 三	伝 左 衛 門	仁 平	治 平	文 政 七 年 ^{b)}
	津 右 衛 門	忠 七	新 三 郎	源 兵 衛		平 左 衛 門	市 左 衛 門	平 兵 衛	半 左 衛 門	吉 平	吉 三	伝 七	仁 平	次 平	天 保 二 年 ^{c)}
市 藏	津 右 衛 門	忠 七	藤 兵 衛	新 三 郎	源 兵 衛	平 左 衛 門	市 左 衛 門	平 兵 衛	半 左 衛 門	吉 平	吉 三	伝 七	仁 平	次 平	嘉 永 四 年 ^{d)}
サ ン ゲ ン ヤ	ジ ョ レ ン	チ ユ ー ヒ	シ ン ザ イ	ゲ ン ベ イ		ヘ イ ザ ン	コ バ ヤ	ト カ イ	ハ ン ガ エ モ	キ チ ヘ イ	キ ッ チ ャ	デ ン ヒ チ	ダ ン ク イ	ジ ン ヘ イ	船 中 の 通 称

(a) 魚狐運上御請証文 (b) 魚狐船鑑札相渡 (c) 狐方申合定法 (d) 漁方規定取極
 焼津漁業協同組合『焼津漁業史』昭和三十九年 三一頁所収。

北 新 田 村										城					
市郎平	嘉右衛門	小左衛門	権兵衛			嘉七	次郎兵衛	半四郎	久五郎	新六郎	九郎右衛門	喜右衛門	平兵衛	市郎兵衛	太左衛門
甚八	喜左衛門	小左衛門				嘉七	次郎兵衛	半六郎	久五郎	佐左衛門	九郎右衛門	伊之右衛門	長九郎		佐次兵衛
			長兵衛	庄兵衛	伝兵衛	嘉平	次郎兵衛	半四郎	久次郎	佐左衛門	九郎左衛門	猪之右衛門			佐次兵衛
			長兵衛	庄兵衛	伝兵衛	嘉平	次郎兵衛	半四郎	久次郎	佐左衛門	九郎左衛門	猪之右衛門	長九郎		佐次兵衛
			チヨウウベイ	インキヨ	デンベイヤ	カヘイ	ジロウ	ナンバン	キヌウジロウ	サザエモ	ジヨウサン	バンキ			サジベイ

かくて三カ村の鯉船は、鑑札交付によって運上船として公許されるところとなり、その数も文政七年以降二十七隻に限定された。これは一種の船株制とも云えるものである。以後三カ村では鯉漁の稼行には鑑札が必要になるが、二十七枚の鑑札は代々同族共同体(船中)によって世襲されていく。このことはさらに今後三カ村内では、鯉船の新規独立が制約されることも意味するのである。

注

(1) 焼津魚仲買人水産加工業協同組合『焼津水産史 上巻』昭和五六年 六九八～六九九頁。

(2) 東海運洋漁業株式会社『同社三十年史』昭和十二年 三一～三二頁。

本史料の原本は未見であるが、いくつかの刊本に収録されたものには疑問の箇所がある。まずすべての刊本が貳拾七両に統一して二分と付しているが、端数二分が何故生じてくるか不明である。思うにこれは原史料「者」の誤読ではあるまいか。さらに「若艘ニ付」とあるので、このままでは一隻の運上額が二十七両になって高額すぎる点である。この点は原史料では「船数」と「若艘ニ付」の後にそれぞれ船名と金額が省略されているとの見解(焼津漁業協同組合『焼津漁業史』昭和三九年 四三頁)が妥当であろう。

(3) 前掲書(2) 三七～三八頁。

(4) 前掲書(2) 三八～四〇頁。

(5) 前掲書(2) 四二～四三頁。

三 鯉船乗組々織と船中

漁船の所有権が世襲化したもう一つの条件として、乗組員組織の問題がある。嘉永四年の夏漁船すなわち鯉船の船主間による「漁方規定取極」という史料がある。

乍恐以書付御届奉申上候⁽¹⁾

駿州益津郡城腰村外式ケ村獵師共前々ヨリ海陸漁業取極罷在候処近来獵ニ相成候ニ付尚亦今般一同相談之上規定相改候趣村役人共江申出候間承知仕則右取極左ニ奉申上候

漁方規定取極之事

一 鯉漁船之儀ハ御運上船ニ而御鑑札頂戴仕罷在候ニ付銘々大切ニ相心得可申候且亦地他之船々漁場込合之節沖合取極茂有之候ニ付右御鑑札之権威ハ勿論我卒ケ間敷義決而致間候事

一 鯉漁船之義銘々乗組之者抱置候得共万一乗組之内勝手ニ他之船江乗組度申出候共其船主方ニ而決而取扱申間敷候尤三ヶ村之内誰船ニかぎらず乗組之者少人数ニ而漁業差支候節ハ船主共相對之上漁事家業差支無之様取計可致候事

一 鯉釣漁船順番ニ可致候事

一 餌罾三月ヨリ九月迄順番ニ網引可申候事

一 御献上漁場獵ニ釣入申間敷候事

一 志び釣漁三月ヨリ九月迄堅致間敷候事

一 鮫釣漁右同断之事

一 手繰網右同断沖引一切致間敷候事

一 底釣漁右同断之事

一 置網堅致間敷候事

右之通前々ヨリ取極置候処近来自然ト獵ニ相成候間万一以後勝手ニ漁業差働候心得違之者在之候而者前之取極ニ相振差支之事共出来難洗ニ相成候間尚亦今般一同談事之上取極仕候上ハ右ヶ条之趣急度相守可申候為後証連印規定仍如件

嘉永四亥年二月

夏漁船持主

城腰村

忠	七	長九郎	津右衛門	源兵衛
猪之右衛門	市	蔵	新三郎	藤兵衛
佐次兵衛				

右同断

鱈ヶ島村

治	平	伝	七	吉	三	吉	平
仁	平	半左衛門		平兵衛		平左衛門	
市左衛門							

右同断

北新田村

九郎左衛門	佐左衛門	伝兵衛	久次郎
嘉平	半四郎	次郎兵衛	庄兵衛
長兵衛			

前書之趣先年ヨリ取極置候段於村役人茂承知仕罷在候処尚亦向後違失無之様仕度旨漁船持主之者一同申出候間
 今般之義茂承届候右ハ御運上船之義ニ付為念此段奥書ヲ以御届奉申上候以上

亥二月

駿州益津郡

城腰村

百姓代	源	七
組頭	七兵衛	

紺屋町

御役所

継書

前書之通御役所江願面差上候処御聞届在之御支配様御引渡之節ハ御申継ニ可相成旨ニ仰渡候右之趣被仰置候様
被仰聞候以上

嘉永四年亥二月十三日

駿州益津郡

名主 茂八
繻ヶ島村

百姓代 仁左衛門

組頭 仙右衛門

名主 市藏

北新田村

百姓代 久七

組頭 佐左衛門

名主 勘右衛門

城腰村

名主 茂八

關ヶ島村

名主 市藏

北新田村

寺西直次郎様

御役所

名主 勘右衛門

この中で鰹漁業は、三カ村では「運上船ニ而御鑑札頂戴仕」るものとして他の漁業に優先され、三月より九月までの鰹漁の期間中は志び(鮪)・鮫等他の漁業の稼行は禁止されている。これは相互に漁場が競合するものではないので、鰹漁の期間中乗組員を鰹船に集中するための手段である。このことは「鰹漁船之義銘々乗組之者抱置候得共万一乗組之内勝手ニ他之船江乗組度申出候共其船主方ニ而決而取扱申間敷候」と鰹船乗組員は代々世襲の船に乗船することが義務づけられ、他船への移動は禁じられていることが知られる。しかし「尤三ヶ村之内誰船ニかぎらず乗組之者少人数ニ而漁業差支候節ハ船主共相對之上漁事家業差支無之様取計可致事」ともあって、鰹船々主間では互いに融通しあうことを奨励し引き抜きをいましている。かかる乗組員における世襲譜代の漁船への乗船義務と努力関係における船主間の相互扶助は、鰹船の新規独立をはばみ、船主間の競争を排し、船主の特権的地位を保證することになった。かくて一漁船一船中の関係が当時すでに存在していたと推測しうる。そしてこの「漁方規定取極」は夏漁船持主二七名の連名による協定の形をとっており、「船主方ニ而決而取扱申間敷」とか「船主共相對之上」「取計可致」とか記され、漁船の本来の権利者である船中共同体がすでにその内部では船主にとりしきられていたことがわかる。しかもこのような慣行は「前々ヨリ取極置候処近来自然ト狼ニ相成」「差支之事共出来難渋ニ相成」「今般一同談事之上取極」めたものとあるので、この史料が記された嘉永四年以前からすでに存在していたものと思われる。その起源を詳かにする史料は未知であるが、わずかに天保十二年の史料が残っている。

漁方申合定法事⁽²⁾

一 餌罾三月ヨリ九月迄順番ニ網引可申事

- 一 献上獵場獵釣入申間敷事
- 一 志び釣獵三月ヨリ九月迄停止之事
- 一 鮫釣漁右同断之事
- 一 手繰網右同断沖引一切停止之事
- 一 底釣獵右同断之事
- 一 置網停止之事
- 一 鰹釣獵船順番可致事

右八ヶ条前々ヨリ浦方獵船一統申合相互取極相守可申候尤無運上船一切不可差出候若右掟相背候者有之候ハハ魚獵稼三七日之間休日急度可致候為後日一同連印取極申候条仍如件

前書往古ヨリ堅く取極罷在候処右本紙去子年三月中出火之節焼失いたし候□書類取調候得共見当り不申候間尚改而記置候上ハ弥々前条之趣無心得違相守可申候以上

天保十二丑年四月

城腰村

夏獵船持

忠 七 津右衛門 源兵衛 猪之右衛門

新三郎 佐次兵衛

鰹ヶ島村

同断

次 平 伝 七 吉 三 吉 平

仁 平 半左衛門 平兵衛 平佐衛門

市左衛門

この史料は嘉永四年の「漁方規定取極」より条文が少ないが、内容に關してはほぼ同じである。またこの史料は「往古ヨリ堅く取極罷在候処右本紙去子年三月中出火之節焼失いたし候□書類取調候得共見当り不申候尚改而記置

北新田村

同断

九郎左衛門 佐左衛門 伝兵衛 久次郎

嘉平 半四郎 次郎兵衛 庄兵衛

長兵衛

冬獵船持惣代

城腰村

七郎兵衛

右同断

鰯ヶ島村

平右衛門

右同断

北新田村

宇平

常獵方肝煎

忠七

市左衛門

長兵衛

候」と火災で焼失したものを復元したもので、あるいは完全に条文が記されていないとも考えられる。いずれにしても三カ村のこうした慣行の成立が「往古ヨリ堅く取極罷在」とあるので、天保十二年以前にさかのぼりうることを示している。

また三カ村は、これまでは一般に文化七年の「乍恐以書付奉願候」の「三ヶ村之義全体皆畑村ニ而右畑面ト申茂銘々居屋敷而已ニ而可耕畑無之漁獵ニ限渡世」や、海と堀川の間の砂州上に立地した環境から、純漁村で農地との関係については顧慮されるところが少なかった。しかし北新田村の上三（ジョウサン）船々主九郎左衛門は、近隣の農村内に貸金の質流の形で農地を所有しており、時には他村からの借用申入れに応じたりしている。

敷流相渡申田地証文之事⁽⁴⁾

一 上田巻反六畝拾貳分

金付免

分米貳石四斗六升

敷金四両者

但シ文字金也

右者当未御年貢ニ差支申候ニ付我等名田之内右之場所敷流相渡書面之金子不残礎ニ受取当御蔵ニ御上納申所実正ニ御座候然上ハ右田地其許名前ニ扣来ル申年ヨリ御年貢諸役振懸等其元ニ而御納所可被成候此田地ニ付諸親類ハ不及申脇ヨリ差構申者一切無御座候為後日村役人加判依而如件

文化八未年十二月

焼津村田地売主

与 七

同 村 名 主

喜右衛門

同 村組頭証人

北新田村

九郎左衛門殿

敷流申田地証文之事⁽⁵⁾

高卷石七斗式升三合

坪かねつき免

此反別上田九畝五分

中田式畝七分

此□金貳兩者

但文金也

右者当丑御年貢我ニ差支書面之用地敷流ニ相渡□金儲ニ請取御年貢致御上納候処衷正ニ御座候然上者来寅年ヨリ其元御名前ニ扣御年貢諸役振掛リ物等不殘御勤可被成候此田地近年潮入ニ相成候処御届ニ付此度敷流ニ相渡候之上著居屋敷亦者畑ニ成候共此田地ニ付諸親類ハ不及申外々ヨリ聊差構申者毛頭無御座候尤畑屋敷ニ仕立用立候之節若其坪限御年貢御上納可被成候相殘坪合之儀ハ外並見取ニ納可成候綴御代官様□又ハ御地頭様□御座候而何様之新親御法度致被成候共御大切成御年貢相立候上者其引掛少茂御苦勞懸申間敷候為後証田地流主并村役人証人加判之証文仍如件

同 同
断 断

甚右衛門
同 断
甚 七
藤左衛門
与左衛門

年寄

源左衛門

作左衛門

城ノ腰村北新田

九郎左衛門殿

こうしたことから、船主層がこの時期にかなり経済力を保有するようになっていたと推測されるが、これと鯉漁業との関係については未詳である。

注

- (1) 近藤久一郎氏蔵。焼津漁業協同組合『焼津漁業史』昭和三九年 六〇〜六一頁に写真版所収。
- (2) 北原吉右衛門氏蔵。前掲書(1)五六〜五七頁に写真版所収。
- (3) 東海遠洋漁業株式会社『同社三十年史』昭和一二年 三七〜三八頁。
- (4) 北原吉右衛門氏蔵。
- (5) 同(4)。
- (6) 同(4)。

四 同族組織と船中

前節における同族共同体(船中)内の船主の経済的地位について若干ふれた。しかしこの頃の鯉船に対する船主

ここでは「当松魚(鯉)筆者注) 船ハ上三船ト云フ 右松魚船ハ以前上三家ノ所持」とあって、上三(シヨウサン) 船は名目上はともかく実質的には上三家(北原吉太郎家)によって出資・所有されていたと思われる。三カ村では一般に漁船の動力化・大型化前後の明治前期までには、漁船は本来の所有権である船中共同体から実質的に船主(この呼称は厳密にはこれ以後使用さるべきであるが)の所有へと変わっていたことがわかる。

最後に上三船と同船中による乗組員(船方と呼ばれる)の関係であるが、船方の乗船義務慣行の基盤として、船中が血縁同族集団から成り立っていることがある。船中が俗に一船一家主義と呼ばれる所以である。この点の近世史料が未知のため、時代が下るが、先般の上三船が明治三十四年に新船を建造した時の船中の出資者名によって、船中構成員と船主北原吉太郎との関係をみると次のようになる。すなわち北原徳右衛門(別家)北原徳蔵(別家)秋山仙蔵(秋山仁右衛門弟)北原熊吉(別家)鈴木重五郎(姻戚)秋山仁右衛門(別家)天野亀吉(秋山仁右衛門姻戚)北原新吉(弟)増田新吉(姻戚)鈴木九平(鈴木重五郎別家)北原次郎兵衛(別家)北原丑之助(北原徳蔵息)北原寅吉(別家)加藤長太郎(別家)北原吉蔵(別家)鈴木熊吉(鈴木重五郎別家)秋山松吉(秋山仁右衛門息)鈴木仙右衛門(鈴木重五郎別家)中野音吉(姻戚)北原音吉(北原徳右衛門弟)北原梅右衛門(別家)で、この他に原田仁吉と片山幸松は船主と同族関係がなく、北原熊吉・北原銀蔵・北原源蔵・北原万吉は関係不明である。かくて同族共同体としての船中と宗家々父長としての船主の関係が、一方では乗組員船方と船主の関係として重なっているのである。

注

(1) 「松魚船人名・入費計算帳」北原吉右衛門氏蔵。